

# 千里金蘭大学動物実験委員会規程

[平成22年4月1日制定]

## (設 置)

第1条 千里金蘭大学動物実験規程第4条第1項の規定に基づき、千里金蘭大学に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (目 的)

第2条 委員会は、動物実験規程に従い、次の事項を審議又は調査し、規程が適正に運用されているか否かについて学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画に関する事項
- (2) 動物実験計画の実施状況並びに結果の点検及び検証に関する事項
- (3) 動物実験施設等の維持管理及び実験動物の飼養保管に関する事項
- (4) 動物実験の実施に係る教育訓練に関する事項
- (5) 動物実験の実施に係る自己点検・評価に関する事項
- (6) その他、動物実験の適正な実施のために必要な事項

2 委員会は、実験計画等が適正に実施されていないと認めるときは、実験の中止及びその他必要な措置について具申することができる。

3 委員会において審議された内容は議事録として記録、保存されなければならない。

## (組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 副学長
- (2) 動物実験を実施する部局及び学科の長から1名
- (3) 動物実験及び実験動物に関して専門的知識を有する者2名
- (4) 動物実験等に直接関与しない者で学識経験を有する者2名
- (5) その他、学長が必要と認める者若干名

2 委員会に委員長を置き、動物実験を実施する部局の長が委員長となる。

3 委員長は、委員会を主宰し、代表する。

## (任 期)

第4条 委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項第1号及び第2号に定める委員の任期はその職の期間とする。

3 前条第1項第3号、第4号及び第5号に定める委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が召集し、議長は委員長がこれにあたる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は、委員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 委員は、自らが動物実験実施者となる動物実験計画の審査に加わることはできない。ただし、委員会の承認を得て、出席し、発言することができる。

(動物実験計画の審査)

第6条 学長は、動物実験実施計画書を受理したときは、速やかに、委員長にその審査を付議するものとする。

2 委員長は、学長から審査の付議を受けたときは、当該計画書を審査に付し、判定を行うものとする。

3 委員会は、本学における動物実験等に係る実施計画が、規程に従い適正に立案されたか否かを、客観的な視点及び科学的合理性の確保の観点から審査し、判定を行うものとする。

4 審査の判定は、次に掲げる表示により行う。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 不承認

(審査の結果)

第7条 委員長は、動物実験計画等の審議の結果を学長に報告するものとする。この場合において、審査の結果が前条第4項第2号のときにはその条件を第3号のときにはその理由を付記するものとする。

2 学長は、前項の判定結果を承認するか否かを決定し、別に定める審査結果通知書により、速やかに申請者に通知する。

(研究計画等の変更と再審査)

第8条 申請者が、第6条第4項第1号又は第2号の判定を受けた動物実験計画等において、計画内容

等の変更をしようとするときは、その変更について、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。

(動物実験結果の検証)

第9条 委員会は、本学における動物実験等に係る実施計画が適正に履行されたか否かを規程等の遵守状況及び実施結果の適正性の観点から検証するものとする。

2 学長は、動物実験結果報告書を受領したときは、速やかに、委員長にその検証を諮問するものとする。

3 委員長は、学長から検証の諮問を受けたときは、当該報告書を協議に付し、点検を行うものとする。

4 委員長は、動物実験結果等の検証の結果を学長に報告するものとする。この場合において、必要に応じ適正な動物実験等の実施に向けた改善措置を学長に報告するものとする。

5 学長は、前項の検証の結果について、規程等への適合性について把握するとともに、委員会の報告に基づき、必要に応じて、適正な動物実験等の実施に向けた改善措置を講じるものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、大学協議会において決定する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。